

## 答 申

### 第1 審査会の結論

山形県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、次の部分を開示すべきである。

収入・支出関係資料のうち、

返還金拠出管理簿（事務職員・知事部局）に記載された拠出者の所属、役職及び氏名

返還金拠出管理簿（事務職員・教員）に記載された拠出者の所属、役職及び氏名

返還金拠出管理簿（学校長）に記載された拠出者の学校名、校長名及び電話番号

### 第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成19年11月28日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「山形県教育委員会事務処理適正化委員会にかかる会議録、会議提出資料、拠出要請文書、拠出要請先一覧、拠出金納入に関する文書等一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「山形県教育委員会事務処理適正化委員会にかかる会議提出資料」「拠出要請文書」「拠出要請先一覧」「拠出金納入に関する文書」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「（1）開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「（2）開示をしない理由」を付して、平成20年1月9日付け教総第1549号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

#### （1）開示をしない部分

「山形県教育委員会事務処理適正化委員会にかかる会議提出資料」中、第2回委員会資料のうち、拠出金振込先口座番号

「拠出要請文書」のうち、拠出金振込先口座番号

「拠出要請先一覧」のうち、退職校長の住所

「拠出金納入に関する文書」中、

ア 適正化委員会事務費領収書等のうち、納入業者取扱者名

イ 拠出金管理簿（事務職員・知事部局）のうち、所属・役職・氏名

ウ 拠出金管理簿（学校長、退職校長）のうち、学校名、氏名

(2) 開示をしない理由

(1)の 、 については、県の事務に関する情報であって、開示をすることにより当該事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。

(1)の 、 アからウについては、個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年2月26日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 平成20年3月28日、実施機関は、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 平成14年のカラ出張裁判の和解的取り下げに応じて、県は平成14年5月から旅費執行状況のみの内部調査を実施した。この際にも、第三者検証委員会が設置され知事部局を対象に調査したが、今回発覚した裏金の存在は明らかにならなかった。県は、このときの第三者検証委員会に対しても真実を隠し通し、県民を裏切っていた。今回の二度目の第三者委員会による調査に至り、今度こそ県民に対しすべてを明らかにすべきである。

適法で公正な行政運営には情報公開が必須である。県の情報公開の考え方は最初に非公開ありきで、公開しても構わないものはどれかと選別しており、原則と例外とを逆転している。情報を隠すから裏金問題が発生する。裏金作成の手法が具体的に判明してしまう情報を非公開としたいのだから、すべてを明らかにして県民の判断を仰ぐべきである。

- (2) 現職職員について、抛出を私人として行った行為であるとするが、私人の行為であるとするなら、この抛出は原因なくなされたものとなるが、裏金蓄財による県の損害の回復、県民の血税を着服したことによる損害の回復のためになされたものであり、これら損害を与えた行為は職員としてなされたものであり、抛出による損害賠償も職員としての行為である。
- (3) 退職者についても、職員として損害を与えた行為に関して、損害を回復するものであり、返還抛出行為は、純然たる私人としての行為ではなく、公務遂行情報に準ずるものであり、教育委員会は抛出にあたり、公開することに同意をとっておくべきであった。
- (4) 業者担当者の氏名等については、本件が裏金に関する調査であり、一見すると私人の個人情報の記載と思われるものについて、架空名義や名義借りで支出先として記載し、その金員を裏金として着服する手法は警察の捜査報償費でも問題になった手法であり、裏金保管場所となっていた場合には、個人情報として非公開とする理由はない。
- (5) 抛出金の振り込み口座が開示されても、公金管理に何ら支障はない。

以上の理由により不開示とする理由はないので開示すべきである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

本件開示請求に基づき、下記の文書を本件公文書として特定した。

##### (1) 請求内容

山形県教育委員会事務処理適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）にかかる会議録、会議提出資料、抛出要請文書、抛出要請先一覧、抛出金納入に関する文書等一切の文書

##### (2) 特定文書

会議関係資料（適正化委員会設置要綱、会議通知文、会議提出資料（抛出要請資料、返還スケジュール、再発防止策等））、抛出要請先関係資料（現職及び退職者）及び収入・支出関係資料（抛出金、返還金、事務費等）

##### 2 不開示情報の該当性について

##### (1) 条例第6条第1項第2号該当性について

下記アからウまでの情報は、県に対する返還金に係る現職職員の抛出に関する情報であり条例第6条第1項第2号に該当する。一方、抛出の要請は、県全体で県民の信頼を確保する目的で管理職にある職員に要請したものであって、各職員が担当する事

務を遂行するにあたって行われたものでも、職務命令若しくは法令等の根拠に基づくものでもない。要請に応じた拠出行為は職員が任意で一個人として行っており、同号ただし書口に規定されている職務の遂行に係る情報に該当しない。また、氏名・拠出金額の公表の可否を拠出者に尋ねているが、氏名等情報について必ず公表することを前提としたものではなく、同号ただし書イにも該当しないものである。

ア 収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（事務職員・知事部局）に記載された拠出者の所属、役職及び氏名

イ 収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（事務職員・教員）に記載された拠出者の所属、役職及び氏名

ウ 収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（学校長）に記載された拠出者の学校名、校長名及び電話番号

下記アとイの情報は、県に対する返還金に係る退職者の拠出に関する情報であり条例第6条第1項第2号に該当する。一方、当該拠出は、既に職を辞した一個人が適正化委員会の依頼に応じて任意で拠出したものであり、氏名、学校名及び住所のいずれも公務員の職務の遂行に係る情報に含まれず、同号ただし書口に該当しない。

ア 拠出要請先関係資料のうち、退職校長の住所

イ 収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（退職校長）に記載された拠出者の学校名及び氏名

収入・支出関係資料のうち、事務費に係る関係業者発行文書（請求書、領収証等）に記載された業者の担当者の氏名及び印影の情報は実施機関と取引関係にある法人の従業員に関する個人情報であるため、条例第6条第1項第2号に該当する。当該支出は適正化委員会の事務費の支出であり、県歳出予算の支出にはあたらないほか、支出科目は交際費・食糧費のいずれにもあたらないため、同号ただし書二には該当しない。

なお、異議申立人が懸念する架空の事務費支出及びその金員の着服といった事実がないことは、当該文書中で既に開示している支出先の業者名及び代表者名から確認可能であると考えらる。

## (2) 条例第6条第1項第6号該当性について

会議関係資料及び拠出要請先関係資料のうち、拠出金の振込口座番号については、当口座が県へ返還するための拠出金を適正化委員会内部で管理するためのものであって、開示することにより無関係の第三者からの当口座への入金が可能になるなど県の公金の適正な管理に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求に係る文書について

山形県では、平成18年11月から平成19年6月まで、公金管理の取扱実態を把握し、県民に対する説明責任を果たすことにより県政に対する県民の信頼を確保することを目的として、公金管理の取扱実態に関する実地調査が行われた。調査対象は知事部局（各部局・企業局・病院事業局）、議会事務局、教育委員会及び各行政委員会であり、調査内容は所属が管理している金融機関口座、現金等のうち県費が含まれるもの及び業務として管理されているものについて、不適正な会計処理による公金管理が行われていないか等である。

調査の結果は「公金管理の取扱実態に関する実地調査結果報告書」として報告され、これを踏まえて不適正事例等に係る返還の実施と再発防止策を推進するため、適正化委員会が設置された。

本件開示請求に係る文書は、適正化委員会に係る一切の文書である。

### 2 本件事案の審査について

当審査会は、本件処分の対象となった本件公文書に記載されている情報の開示・不開示の決定が適切なものであるかを条例等に基づいて検討する機関であり、文書の開示・不開示について、異議申立人及び実施機関双方から意見を聴取するとともに、インカメラ審理を行い、不開示の理由となった条例第6条第1項第2号及び第6号への該当性について検討を行った。

### 3 条例第6条第1項第2号該当性について

(1) 条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とするとしており、「個人に関する情報」には「所得や財産の状況など一切の個人に関する情報」が含まれると解される。

また、条例は同号ただし書において、同号本文に該当するとしても、例外的に開示できる情報を定めている。同号ただし書口では「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報」と規定されており、「職務の遂行に係る情報」とは「公務員が行政機関としてその担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいう」とされている。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示にした箇所の同号該当性について検討する。

(2) 県に対する返還金に係る現職職員の抛出に関する情報

収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（事務職員・知事部局）に記載された拠出者の所属、役職及び氏名

収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（事務職員・教員）に記載された拠出者の所属、役職及び氏名

収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（学校長）に記載された拠出者の学校名、校長名及び電話番号

適正化委員会からの返還金の拠出要請は、現職の課長級以上の事務職員（知事部局、教員）学校長に対して行われているが、拠出要請を行った職員の所属名や職氏名の情報は既に実施機関により本件公文書で開示されているところである。

また、実施機関がインターネットで公表している資料等で現職職員の拠出率は100%であることが公にされている。実施機関自らが、このことを公表しているのであれば、返還金拠出者のうち現職職員についてはその所属及び氏名を不開示とする必要性を認めにくい。

本件公文書中、拠出者の氏名等の情報が記載されているのは、職位区分、所属、役職、氏名、拠出金額、拠出日等の項目がある「公金管理調査に係る返還金拠出管理簿」であるが、実施機関は本文書の一部開示にあたって、職位区分、拠出金額、拠出日等の情報を開示し、所属名、氏名等の情報を不開示にしている。本文書で不開示とした氏名が開示されれば、各個人の拠出金額及び拠出日の公にされているとはいえない情報を開示することになるため、その妥当性を検討する。

各職員への拠出要請にあたって、職位に応じた金額を示して拠出を要請していることが本件開示文書「県立学校長・管理職職員あて趣意書」に記載されている。また、実施機関が一部開示した「返還金拠出管理簿」には、職位と実際に拠出された金額とが並記されており、2件の例外を除き、要請された金額と拠出された金額とが一致していることが読みとれる。よって、拠出要請された者の職位と氏名は既に開示されており、拠出率100%であるから拠出要請された者は拠出者と一致し、拠出者の職位と拠出金額との対応は「返還金拠出管理簿」から読みとれる。要請された金額と拠出された金額とが異なるものは要請された金額を上回る拠出金額であること、拠出要請の趣旨が県民の信頼を早期に回復するためであることから、これが開示されても本人の権利利益を不当に損なうものとは認められない。

また、「返還金拠出管理簿」の氏名欄が開示されることで、拠出日の情報とも結びつくこととなるが、当該情報が開示されても本人の権利利益を不当に損なうものとは認められない。

以上から、 から の現職拠出者の所属、役職、氏名及び所属電話番号の各情報は開示すべきであると認められる。

(3) 県に対する返還金に係る退職者の拠出に関する情報

拠出要請先関係資料のうち、退職校長の住所

退職校長の住所の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

収入・支出関係資料のうち、返還金拠出管理簿（退職校長）に記載された拠出者の学校名及び氏名

返還金を拠出した退職校長の退職時の学校名及び氏名の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当する。本件の拠出要請は退職後に行われており、拠出の内容が現職中の職務に係る損害賠償であるとは断言できないことから、同号ただし書ロに規定する公務員の職務遂行情報には該当しないものと認められる。また、他の同号ただし書イ、ハ、ニのいずれにも該当しない。

(4) 公務員以外の個人に関する情報

収入・支出関係資料のうち、事務費に係る関係業者発行文書（請求書、領収証等）に記載された業者の担当者の氏名及び印影

業者担当者の氏名及び印影の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

4 条例第6条第1項第6号該当性について

(1) 条例第6条第1項第6号では、「県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示にした箇所の同号該当性について検討する。

(2) 会議関係資料及び拠出要請先関係資料のうち、拠出金の振込口座番号

適正化委員会口座番号の情報は、当該委員会の経理に係る内部管理に属する情報であり、開示されることにより当該委員会の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該委員会の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第6号に該当する。

5 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。



別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3月28日	諮問庁から諮問を受けた。
平成20年 4月11日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成20年 4月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成20年 5月13日 (第3回審査会)	事案の概要説明を行った。
平成20年 6月17日 (第4回審査会)	事案の審議を行った。
平成20年 7月29日 (第5回審査会)	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成20年 9月 5日 (第6回審査会)	事案の審議を行った。
平成20年10月21日 (第7回審査会)	事案の審議を行った。
平成20年12月 1日 (第8回審査会)	事案の審議を行った。
平成21年 1月20日 (第9回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
伊 藤 三 之	弁護士	会長職務代理者
和泉田 保 一	山形大学人文学部講師	
岡 寄 邦 子	元 人権擁護委員	
鈴 木 多喜子	株式会社東雲観光グループ会長	